

認知症ケア向上のための指針

社会福祉法人 視覚障害者福祉会
特別養護老人ホーム 第二明光園

1. 施設における認知症ケアに関する理念

認知症は脳の病気であるため、それまで当たり前に行っていたことができなくなったり、常識だと思っているようなことが理解できなくなったりします。このような状況を理解しながら、できないことに着目するのではなく、できること・残っている能力に着目して、本人が必要以上に不安や不便を感じることをないよう、生活を支援していきます。

パーソン・センタード・ケアとは、「その人を中心とした」認知症介護の考え方です。認知症の人との関わりで、介護者が戸惑ったり大変だと感じたりする理由には、同じことを何度も繰り返す・ついさっきのことを忘れてしまうといったことが挙げられますが、こういった言動は、認知症の症状からくるものだと理解して接する必要があります。その上で、その人自身が生活の主体となれるように支援していきます。

認知症になると、新しいことを記憶したり、段取りを立てて物事を進めたりする能力は衰えますが、嬉しい・悲しい・寂しい・怒りなどといった、感情的な面での感受性や表現力などは、比較的保持されやすい能力といえます。そのため、相手が自分を尊重しているのかそうでないのか、あの人は親切そう、この人は何か嫌な感じがする、などといった感覚はしっかりと持っています。認知症を抱えることで生じる不安や混乱、戸惑う気持ちを想像し、共感的な姿勢で関わりながら支援していきます。

2. 施設における認知症ケアに関する方針

- (1) 認知症ケア向上委員会を定期的(1回/3ヶ月)開催することで、職員が理念の内容を理解、共有しながら、認知症における知識や技術の学びを深める。
- (2) 認知症ケア向上委員会のメンバーは、以下のメンバーで構成する
 - ア) 施設長
 - イ) 生活相談員
 - ウ) 看護師
 - エ) 介護職員
- (3) 認知症ケアに関する研修を年2回実施する。
- (4) 嘱託医と連携を図りながら「認知症高齢者の日常生活自立度」を把握する。
- (5) 認知症介護実践者研修やリーダー研修の参加を推奨する。
- (6) 新任職員に対する新任研修を実施する。

3. 施設における認知症ケアの目標

- (1) 理念の意義を全職員が理解し実践することができる。
- (2) 全職員が認知症における知識や技術の学びを深めて共有することができる。
- (3) 認知症を抱える方のその人らしさを大切にした介護が実践できる。
- (4) 認知症を抱える方の望む生活を導き出し、ケアに繋げることができる。

附則

この指針は令和6年4月1日から施行する。